

平成 29 年度 事業報告書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

地方独立行政法人桑名市総合医療センター

目 次

「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの概要」

1 現況	1
① 法人名	
② 本部の所在地	
③ 役員の状況	
④ 設置・運営する病院	
⑤ 役職員数	
2 桑名市総合医療センターの基本的な目標等	1

「全体的な状況」

1 法人の総括と課題	3
2 大項目ごとの特記事項	4
(1) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する取組	4
(2) 業務運営や財務管理の改善及び効率化に関する取組	5

「項目別の状況」

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	6
1 医療の提供	6
(1) 重点的に取り組む医療の実施	6
(2) 地域医療連携の推進	8
(3) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力	9
2 医療水準の向上	10
(1) 医師の確保	10
(2) 研修医の受入れ及び育成	10
(3) 看護師の確保及び定着	10
3 患者サービスの一層の向上	11
(1) 診療待ち時間等の改善	11
(2) 院内環境の改善	11
(3) 職員の接遇の向上	12
4 より安心して信頼できる質の高い医療の提供	13
(1) 医療安全対策の徹底	13
(2) 信頼される医療の提供	14
(3) 施設設備の整備及び更新	14

(4) 市民への保健医療情報の発信及び普及啓発等	14
第 2 業務運営や財務管理の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	15
1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立	15
2 効率的かつ効果的な業務運営	16
(1) 適切かつ弾力的な人員配置	16
(2) 職員の職務能力の向上	16
(3) 職員の就労環境の整備	18
(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成	18
(5) 収入の確保	19
(6) 支出の節減	22
第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	24
第 4 短期借入金の限度額	24
1 借入残高	24
2 短期借入金の発生理由	24
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	24
第 6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	24
第 7 剰余金の使途	25
第 8 桑名市地方独立行政法人法施行細則（平成 21 年桑名市規則第 26 号）第 5 条で定める事項	25
1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画	25
2 医療機器の整備に関する計画	25
3 新病院の準備に関する計画	26
(1) 部門別計画	26
(2) 新病院整備	27
(3) 年次計画	27
4 法人が負担する債務の償還に関する事項	27
5 その他法人の業務運営に関し必要な事項	27